

●どんな事業なの?

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏(自宅周辺エリアや最寄り駅)を 移動するための新たな地域公共交通「おでかけ*ニュャートールL*」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す 事業です。

地域の皆様の取組意向





移動しやすく 暮らしやすいまちに 運行計画の作成





地域でアンケート を実施

運行

利用状況チェック 地域でアンケートを実施

補助金交付











検討・伴走

市役所・区役所

検討・伴走





取組主体・利用促進









交通事業者



「おでかけ*ニュャートールL*」の導入に向けては、関係者が協 力しながら、連携して取り組むことが必要です。

1 おでかけ*ニャトIL* 〇 で

導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。 あなたの地域にもあてはまる課題はありますか?



まちはどう変わるか

行動の変化

気持ちの変化

まちの変化

導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。



2 導入までの流れ

地域のみなさんの声を知るために、 アンケートをとってみましょう。



自分と同じく移動に困って いる人がいるかも...



1. 課題を 共有する

アンケート 調査

高齢者だけでなく、 子育て世帯や障害のある方など、 いろんな人に使って もらえるようにしたいね。



様々な課題 ●●スーパーはよく行くから、 ルートに入れたいな。



2. 運行計画 をつくる

坂道が多くて買い物が 大変になってきた...

地域の

移動に関する



アンケート結果など様々なデータを見ると ●●駅を結ぶルートがよさそうです。





グループ登録

3. 運行事業者 を決める

この道は見通しが悪く危ないので こっちの道の方が安全です。



4. 運行に 向けた準備

ゴミ置き場の横の空き地を停留所に活用 できないか、持ち主に確認してみよう!



停留所の 位置調整等

利用促進

運行状況の モニタリング 5. 運行

この時間はあまり使われていないね...

こんなルートならもっといろんな人に使ってもらえるかも!



検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

	フェーズ	項目	地域 住民	交通 ※ 事業者	横浜市
		(1)事前相談	•	•	•
	1. 課題を共有する	(2) 移動動向アンケートの実施	配布・回収		印刷・集計・分析
	2. 運行計画	(1) 運行計画案の作成	•	•	•
	をつくる	(2) 推計利用者数の算出			•
		(1)活動団体の設立(グループ登録等)	•		
	3. 運行事業者	(2) 募集要件のとりまとめ	•		•
	を決める	(3) 募集要件の公表 (事業者への周知) HPへの掲載)			•
		(4) 応募内容審査・事業者の選定	•		•
		(1) 道路管理者・交通管理者との調整			•
		(2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整			•
	4. 運行に向けた	(3) 停留所設置箇所の地先調整	•		
	準備	(4) 地域公共交通会議等への付議		•	•
		(5) 運行準備 (車両調達・停留所設置) 各種申請等	•	•	
3		(6) 運行に係る協定締結	•	•	•

 $\stackrel{\frown}{n}$ 約1.5 \sim 2年

約1年

運行開始

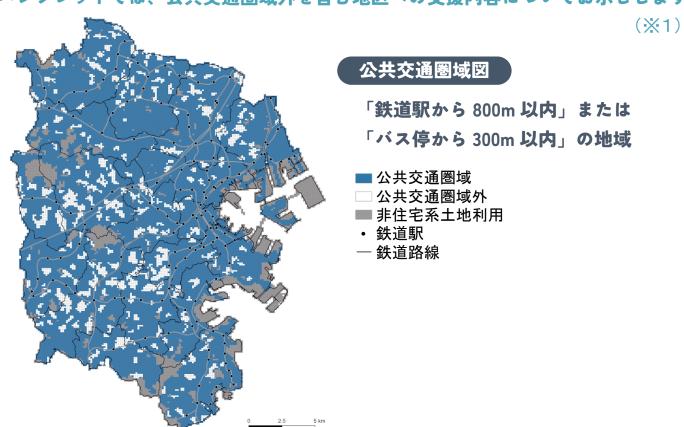
5. 運行スタート!	(1)運行状況のモニタリング	•	•	•
実証運行 最大3年間	(2) 利用促進活動	•	•	
本格運行	(3) 運行計画の見直し・改善			

^{※「}交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を 意味します。

3支援内容

(1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。



(2) 支援継続条件(路線定期運行、デマンド型運行の場合)

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

	1年目終了時点(12 か月経過後)	収支率 25% 以上
実証運行	2年目終了時点(24 か月経過後)	収支率 35% 以上
(//_/	3年目終了時点(36 か月経過後)	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降 (48 か月経過後)	収支率 50% 以上

- (※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」 をご覧ください。
- (※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

(3)導入する交通サービス及び支援内容

バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる 場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

1路線定期運行

実証運行

運行経費と運賃収入等の差額補助

本格運行

- ・運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
- ・その他(車両費、バス停設置費、 利用促進費 等)

②デマンド型運行

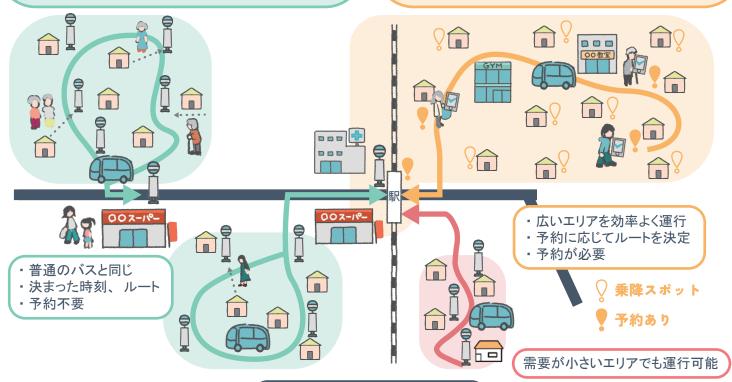
運行経費と運賃収入等の差額補助

実証運行

・システム費補助 (上限 520 万円 / 年)

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
- ・システム費補助 (上限 520 万円 / 年)
- その他(車両費、バス停設置費、 利用促進費 等)



地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボラン ティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行 の適用が可能です。

③地域の輸送資源の活用

実証運行

及び 本格運行

車両費、保険料、燃料費補助など

取組にあたっての留意点

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題を しっかり把握し、地域の総意として おでかけ **ニュャトル** の導入に向け取り組むことが必要 です。

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業 者による運行を基本とします。

持続可能な交通サービス

地域で**おでかけ***ニャトIL***を定着させるため**に は、多くの方々の 利用による運賃収入が必要 不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に 運行のサポーターとなってもらうことも考えられま

今ある公共交通を活かす

おでかけ*シャトル*は、鉄道やバスを補完する 交通サービスです。検討の際は、周辺のバス 路線等と役割を分担することが必要です。

Q&A

Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署(都市整備局地域交通推進課ま たは各区区政推進課)へご相談ください。移動に 関するお困りごと等についてお伺いするとともに、 本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担 っていただく役割などについてご説明いたします。

Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどの ようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把 握し、合意形成を図りながら活動を進めていくこと が重要です。具体的には、移動動向アンケートの 配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への 協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。 「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかっ Q.4 敬老パスは使えますか た場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来 なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運 行事業者、 横浜市の3者で取組の方向性について 協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、 運行経費の50%にあたる額が本事業における 補助の上限額となりますので、これを達成出来ない 場合は運行の継続が困難となります。(地域、 交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能)

令和7年 10 月よりおでかけニャトル でも利用可能 となります。敬老パスを提示することで半額程度の 割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・ 特別乗車券も利用でき、 提示することで無料で乗車できます。誰にとっても 利用しやすい おでかけニャール となるよう検討し ましょう。

2025 年4月発行

敬老パスの新たな取組について【事業説明】

1 事業の趣旨

敬老特別乗車証(以下:敬老パス)は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの70歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知 にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ(A4両面の表面)について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間:令和7年9月30日まで

※貼替を希望の場合には、その旨、高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを3年間無料で交付します 免許証返納後の外出をお支えするため、令和7年4月1日以降に75 歳以上になって から運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和7年10月1日以降、敬老 パスを3年間無料で交付します。
- ※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」 が必要です。
- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月1日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号(旭区)
- ・こすずめ号 (戸塚区)
- ・ E バス (泉区)

(運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。)

4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

· 電話番号: 0120-206-160

・受付時間: 毎日8時から19時まで

(休止期間: 令和7年4月1日から4月6日、令和7年12月29日から令和8年1月3日)

問合せ:健康福祉局高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613 メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp



無料交付の 対象となる方

令和7年4月1日以降に、 75歳以上で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための 運転免許証の返納時期が異なります。

- (1)昭和25年 (1950年) 10月1日以前の誕生日の方
 - →令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象
- (2)昭和25年(1950年) 10月2日から昭和26年(1951年) 10月1日までの誕生日の方
 - →令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

ご注意

- 〇自主返納以外(失効など)は無料交付の対象になりません
- 〇普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります
- ○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限(免許証を返納した日から2回目に到来する9月30日まで)があります。 (例) 免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

免許証返納から敬老パスの申請の流れ

- 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する
- **2** 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける ※再発行できませんので、なくさないでください
- 3 お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする 持ち物:申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類(マイナンバーカード、介護保険証等)
- 現在、敬老パスを利用している方 ●これ
- ●これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで 引き続きご利用いただけます 新しい敬老パスを 特定記録郵便にて ご自宅にお送りします

敬老パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。 敬老パスを提示することで、**横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄**をご利用いただけます。 ※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

市連会4月定例会説明資料 令和7年4月10日 市民局窓口サービス課

戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和7年5月26日時点(改正法の施行日)において本籍を置く市区町村から皆様(原則として戸籍の筆頭者宛て)に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 今後の流れ

(1) 令和7年5月26日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分(1通に4名まで)の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

【通知ハガキ 表面のイメージ】



(2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン(マイナンバーカード利用)や郵送で届出可能です。詳細はお届けする ハガキをご確認ください。

【届出期間】令和7年5月26日~令和8年5月25日の1年間

(3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載される制度は、全国で一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名の WEB ページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課 担当 中澤、指宿 電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295 メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年 5月以降 本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナを**まず確認! 誤っている場合**は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年 5月以降 通知されたフリガナが 戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、 戸籍に記載されるから安心!!

【**詐欺にご注意ください**】 フリガナの届出に<u>手数料はかかりません</u>。 届出をしなくても罰則はありません。

ア籍制度 フリガナのルールができますマスコットキャラクター 詳しくはこちら→コヤキツネ





街きれい金沢推進週間の実施に伴うごみ袋の配布に ついて

資料なし

横浜市委嘱委員の推薦のお礼について 資料なし

「第 27 回参議院議員通常選挙」及び 「横浜市長選挙」の執行に伴うお願い

平素より、各種選挙事務の執行にあたりましては、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国会の会期延長がない場合には、令和7年7月20日(日)を期日として参議院議員 通常選挙の執行が予定されています。

また、令和7年8月3日(日)を期日として横浜市長選挙が執行されます。

つきましては、選挙の執行にあたり、以下の事項について御協力をいただきますよう、お願いいたします。

1 選挙期日等

(1) 参議院議員通常選挙(予定)

	場所	日時
公示日		令和7年7月3日(木)
投 票	区内 36 力所	令和7年7月20日(日) 午前7時~午後8時
開票	横浜市立大学総合体育館	同上 午後9時15分~
	金沢区役所1階	令和7年7月4日(金)~7月19日(土)
期日前	(開設時間)	午前8時30分~午後8時
投 票	金沢スポーツセンター	令和7年7月12日(土)~7月19日(土)
	(開設時間)	午前9時30分~午後8時

(2) 横浜市長選挙

	場所	日時
告示日		令和7年7月20日(日)
投 票	区内 36 カ所	令和7年8月3日(日) 午前7時~午後8時
開票	横浜市立大学総合体育館	同上 午後9時15分~
	金沢区役所1階	令和7年7月21日(月)~8月2日(土)
期日前	(開設時間)	午前8時30分~午後8時
投 票	金沢スポーツセンター	令和7年7月21日(月)~8月2日(土)
	(開設時間)	午前9時30分~午後8時

- 2 地区連合自治会町内会に依頼させていただく事項
 - ※ 推薦様式等正式な依頼文につきましては、席上に配付させていただきました。
 - (1) 投票日当日の投票管理者1人の推薦<u>(推薦期限:5月7日(水))</u>

投票所ごとに、投票管理者1人の御推薦をお願いいたします。 なお、連合自治会町内会ごとの御依頼投票区については別紙1のとおりです。

ア 勤務日時

- (7) 参議院議員通常選挙(予定)
 - a 投票日前日(令和7年7月19日) 投票所設営の立ち会い(2時間程度)
 - b 投票日当日(令和7年7月20日)午前6時30分から投票箱引継終了(午後9時頃)まで
- (4) 横浜市長選挙
 - a 投票日前日(令和7年8月2日) 投票所設営の立ち会い(2時間程度)
 - b 投票日当日(令和7年8月3日) 午前6時30分から投票箱引継終了(午後9時頃)まで
- ※ 投票管理者・事務主任打合会への御出席 6月30日(月)午後2時から (2選挙合同で実施)
- イ 報酬額(令和6年衆議院議員総選挙実績額)

26,000円 ※選挙ごと

【参考】投票立会人2人と投票事務従事者(別紙2-1、別紙2-2参照)について後日、投票管理者に推薦を依頼させていただきます。

(推薦期限:5月30日(金))予定

◎投票立会人

ア 勤務日時

- (ア) 参議院議員通常選挙(予定) 令和7年7月20日(日) 午前6時30分~午後8時30分頃
- (4) 横浜市長選挙

令和7年8月3日(日)午前6時30分~午後8時30分頃

- ※ ただし、(ア)、(イ) いずれも2人のうち1人は投票事務終了後、投票箱引継のために開票所まで同行していただきます。(午後9時頃までの勤務になります。)
- イ 報酬額(令和6年衆議院議員総選挙実績額)
 - 12,000円 ※選挙ごと

◎投票事務従事者

- ア 勤務日時
 - (7) 参議院議員通常選挙(予定)

令和7年7月19日(土)2時間程度

令和7年7月20日(日)午前6時30分~午後8時30分頃

(1) 横浜市長選挙

令和7年8月2日(土) 2時間程度

令和7年8月3日(日)午前6時30分~午後8時30分頃

- イ 賃金
 - 23,600円 (予定) [内訳] 前日:2,800円 当日:20,800円 ※PC 操作研修受講者には別途2,220円 (交通費込み)
- (2) 期日前投票所の投票立会人2人の推薦 (推薦期限:5月7日 (水))

別紙3-1、別紙3-2の該当日につきまして、期日前投票立会人2人の御推薦をお願いいたします。

ア 日程表

別紙3-1、別紙3-2のとおり

- イ 時間
 - (ア) 区役所

午前8時15分(集合)~投票箱引継(午後8時過ぎ)まで

(イ) 金沢スポーツセンター(予定) 午前9時15分(集合)~投票箱引継(午後8時過ぎ)まで

ウ 報酬額(令和6年衆議院議員総選挙実績額)

11,000円

(3) その他

ア 投票管理者・投票立会人の報酬について

現在、法律の改正案が国会で審議されています。

今回の選挙から、投票管理者・立会人の報酬を概ね 1,500 円程度増額させていただく予定です。

イ 投票管理者・投票立会人の交代について

投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則 として投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担っ ていただくことと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は 交替で従事することも可能です。

原則としての従事時間は次のとおりです。

当日投票所 前半 [6:30~13:30] 後半 [13:30~20:30]

期日前投票所 区役所 前半 $[8:15\sim14:15]$ 後半 $[14:15\sim20:15]$

金沢スポセン 前半 [9:15~14:45] 後半 [14:45~20:15]

※ 交替した場合、勤務時間にあわせて報酬額も変更となります。

3 その他

以下について、後日、各自治会・町内会に依頼させていただきますので、御承知おきください。

(1) 選挙公報の配布

既に御提出いただいております「選挙公報配布委託希望票」にて業者への委託を希望 されている自治会・町内会におかれましては、選挙公報の配布を業者へ委託させていた だきます。

自団体での配布を希望される場合には、<u>投票日の2日前までに、未加入世帯を含めた</u> 全世帯へ配布していただきますようお願いいたします。

今回は、参議院議員通常選挙と横浜市長選挙で時期を分けて選挙公報を配布していた だきます。選挙ごとの納入日、配布謝金額は以下の通りです。また、配布謝金の振込は上 半期分広報よこはま区版配布謝金振込と同程度の時期を予定しております。

ア 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙で発行する公報は2種類(選挙区・比例代表)です。

配布謝金は、1セットあたり14円(予定)となります。

納入日は7月上旬となる予定です。(後日、納入日を御連絡させていただきます。)

イ 横浜市長選挙

横浜市長選挙で発行する公報は1種類です。

配布謝金は、1セットあたり9円(予定)となります。

納入日は7月中旬となる予定です。(後日、納入日を御連絡させていただきます。)

(2) 選挙啓発ポスターの掲出

選挙啓発ポスターの掲出を各自治会・町内会の掲示板にお願いいたします。

なお、ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会様あてに郵送させて いただきます。

[問合せ先]金沢区選挙管理委員会事務室岡野、佐藤、重藤

投票管理者等の推薦に関すること:佐藤

選挙公報、選挙啓発ポスターに関すること:重藤

TEL: 788-7712 FAX: 786-0934

《連合自治会町内会別依頼投票区について》

連合自治会町内会名	依賴投票区
富岡第一地区連合町内会	4, 25, 35
富岡第二地区連合町内会	1, 5
富岡第三地区連合町内会	2, 3
個別に別途調整	1 3
能見台地区連合町内会	31, 34
金沢シーサイドタウン連合自治会	6, 7, 26, 28
金沢東部地区連合町内会	8, 9
金沢中部地区連合町内会	1 1
金沢南部地区連合町内会	10, 29
金沢地区連合町内会	12,27
六浦東地区町内会連合会	1 5
六浦地区連合町内会	14, 16, 17
六浦西地区町内会連合会	18, 19, 20, 21, 33, 36
釜利谷地区連合町内会	22, 23, 24, 30, 32

参議院議員通常選挙 民間従事者数一覧

別紙2-1

投票区	投票所施設名	民間従事者数 (予定)
1	富岡会館	6
2	横浜市立西富岡小学校	7
3	横浜市立富岡小学校	7
4	富岡総合公園詰所	6
5	金沢消防署東富岡消防出張所	6
6	横浜市立並木第一小学校	7
7	横浜市立並木中央小学校	6
8	横浜市立西柴中学校	8
9	横浜市立西柴小学校	6
10	横浜市立文庫小学校	7
11	横浜市立八景小学校	7
12	横浜市立金沢小学校	8
13	横浜市能見台地区センター	7
14	柳町町内会館	6
15	横浜市立瀬ケ崎小学校	7
16	横浜市立六浦中学校	6
17	横浜市立六浦小学校	7
18	横浜市立大道小学校	6
19	南川町内会館	6
20	湘南八景自治会館	6
21	横浜市立大道中学校	6
22	横浜市立義務教育学校西金沢学園 分校舎	7
23	横浜市立釜利谷小学校	7
24	横浜市立釜利谷東小学校	6
25	富岡東一丁目公園仮設投票所	6
26	横浜市金沢スポーツセンター	6
27	横浜市野島青少年研修センター	6
28	横浜市立並木第四小学校	6
29	横浜市西柴地域ケアプラザ	6
30	横浜市立金沢中学校	6
31	横浜市立能見台小学校	6
32	横浜市立釜利谷南小学校	7
33	横浜市立高舟台小学校	7
34	横浜市立能見台南小学校	7
35	横浜市立小田小学校	6
36	横浜市立六浦南小学校	6
	合 計	233

横浜市長選挙 民間従事者数一覧

別紙2-2

投票区	投票所施設名	民間従事者数 (予定)
1	富岡会館	5
2	横浜市立西富岡小学校	6
3	横浜市立富岡小学校	6
4	富岡総合公園詰所	5
5	金沢消防署東富岡消防出張所	5
6	横浜市立並木第一小学校	6
7	横浜市立並木中央小学校	5
8	横浜市立西柴中学校	7
9	横浜市立西柴小学校	5
10	横浜市立文庫小学校	6
11	横浜市立八景小学校	6
12	横浜市立金沢小学校	7
13	横浜市能見台地区センター	6
14	柳町町内会館	5
15	横浜市立瀬ケ崎小学校	6
16	横浜市立六浦中学校	5
17	横浜市立六浦小学校	6
18	横浜市立大道小学校	5
19	南川町内会館	5
20	湘南八景自治会館	5
21	横浜市立大道中学校	5
22	横浜市立義務教育学校西金沢学園 分校舎	6
23	横浜市立釜利谷小学校	6
24	横浜市立釜利谷東小学校	5
25	富岡東一丁目公園仮設投票所	5
26	横浜市金沢スポーツセンター	5
27	横浜市野島青少年研修センター	5
28	横浜市立並木第四小学校	5
29	横浜市西柴地域ケアプラザ	5
30	横浜市立金沢中学校	5
31	横浜市立能見台小学校	5
32	横浜市立釜利谷南小学校	6
33	横浜市立高舟台小学校	6
34	横浜市立能見台南小学校	6
35	横浜市立小田小学校	5
36	横浜市立六浦南小学校	5
	合 計	197

《参議院議員通常選挙における期日前投票立会人の推薦について》

· 区役所期日前投票所(16日間)

能見台地区	2	日
金沢中部地区	2	日
金沢南部地区	2	日
金沢地区	2	日
六浦東地区	2	日
六浦地区	2	日
六浦西地区	2	日
釜利谷地区	2	日

・ 金沢スポーツセンター期日前投票所(8日間)

富岡第一地区	1	日
富岡第二地区	2	日
富岡第三地区	2	日
金沢シーサイドタウン	2	日
金沢東部地区	1	日

投票日: 7月20日(日)

		A 38 - 10 33 3 4
	金沢区役所1階	金沢スポーツセンター
	投票時間:午前8時30分~午後8時	投票時間:午前9時30分~午後8時
	投票立会人 2 人	投票立会人2人
7月4日(金)	金沢地区	
5月(土)	六浦東地区	
6 目 (目)	能見台地区	
7日(月)	六浦地区	
8日 (火)	金沢中部地区	
9日(水)	金沢南部地区	
10日 (木)	釜利谷地区	
11日 (金)	六浦西地区	
12日 (土)	金沢中部地区	金沢東部地区
13日 (日)	金沢南部地区	富岡第二地区
14日 (月)	金沢地区	金沢シーサイドタウン
15日 (火)	六浦東地区	富岡第三地区
16日 (水)	能見台地区	富岡第二地区
17日 (木)	六浦西地区	金沢シーサイドタウン
18日 (金)	六浦地区	富岡第三地区
19日 (土)	釜利谷地区	富岡第一地区

《横浜市長選挙における期日前投票立会人の推薦について》

・ 区役所期日前投票所(13日間)

金沢中部地区	2 日
金沢南部地区	2 目
金沢地区	2 目
六浦東地区	2 日
六浦地区	1 目
六浦西地区	2 日
釜利谷地区	2 日

・ 金沢スポーツセンター期日前投票所(13日間)

富岡第一地区	2	日
富岡第二地区	2	日
富岡第三地区	2	日
金沢シーサイドタウン	2	日
金沢東部地区	3	日
能見台地区	2	日

投票日:8月3日(日)

	金沢区役所1階	金沢スポーツセンター
	投票時間:午前8時30分~午後8時	投票時間:午前9時30分~午後8時
	投票立会人2人	投票立会人2人
7月21日 (月)	六浦東地区	富岡第二地区
22日 (火)	金沢地区	能見台地区
23日 (水)	金沢中部地区	金沢東部地区
24日 (木)	金沢南部地区	富岡第一地区
25日 (金)	六浦東地区	富岡第三地区
26日 (土)	六浦西地区	金沢東部地区
27日 (日)	金沢地区	金沢シーサイドタウン地区
28日 (月)	釜利谷地区	富岡第一地区
29日 (火)	金沢中部地区	富岡第二地区
30日 (水)	金沢南部地区	能見台地区
31日 (木)	六浦西地区	金沢東部地区
8月1日(金)	釜利谷地区	金沢シーサイドタウン地区
2日(土)	六浦地区	富岡第三地区

GREEN×EXPO2027の機運醸成について 別紙参照

近隣の皆様へ



令和 7年 4月 カセツ工機株式会社 横浜市金沢区 金沢土木事務所

並木北駅エレベーター設置工事のお知らせ

皆様には、平素より横浜市公共工事に対して、ご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。この度、下記の通りシーサイドライン並木北駅エレベーター設置工事を行う事となりました。

歩行者の通行止め及び迂回を5月上旬頃より予定しておりますので、お知らせいたします。 皆様には工事期間中、何かとご不便、ご迷惑をおかけすることと思いますが、関係者一同 全力を挙げて工事の早期完了と安全確保に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力をよ ろしくお願い申し上げます。

なお、工事についてお気づきの点がございましたら、下記の 問い合わせ先(カセツ工機㈱) まで連絡くださいますようお願い致します。

記

工 事 名 金沢シーサイドライン並木北駅昇降機設置工事(その3) (土木工事)

工 事 場 所 横浜市金沢区並木1丁目12番1号

契約工期 令和7年2月5日 ~ 令和7年6月30日(工期延期予定)

施 工 期 間 令和7年5月上旬頃 ~ 令和8年3月31日頃まで

工事時間 午前8時00分~ 午後5時00分(昼間工事)

*現場状況等により多少時間を延長することがあります。

*土曜日、日曜日は原則休工となります。

工事概要 構造物撤去復旧、工事用道路設置撤去、エレベーター室築造、

電気引込配線、外灯設置

問 合 せ 先 **施工者** カセツ工機株式会社 TEL 045-851-9741

現場代理人:大池 豊 携帯 080-6620-8152

監督者

横浜市金沢区 金沢土木事務所 道路係 担当職員 八尾 和卓 TEL 045-781-2514

完成予想図

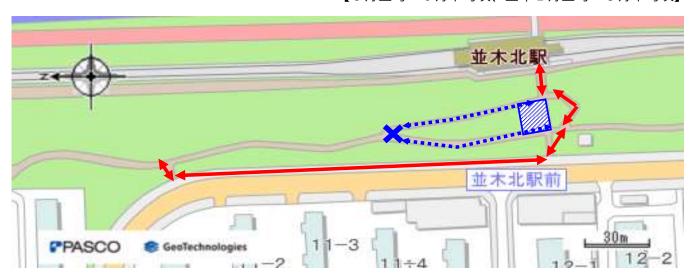


現場案内図裏面

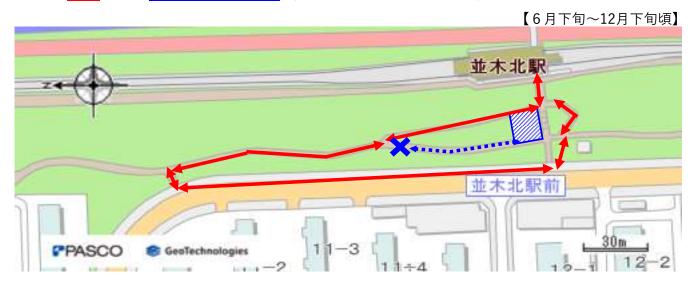
現場案内图

■階段<u>上側</u>施工 <u>上下ともに通行止め</u> (車いす・ベビーカー除く)

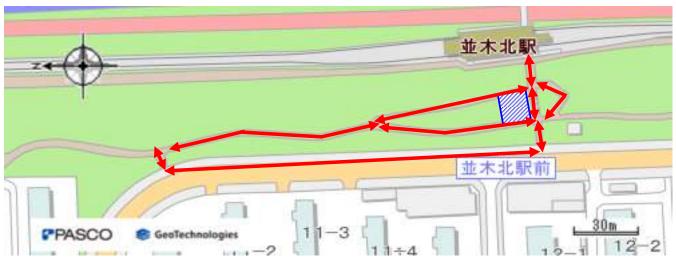
【5月上旬~6月下旬頃、翌年1月上旬~3月下旬頃】



■階段**下側**施工 **下側のみ通行止め**(車いす・ベビーカー除く)



■ 夜間・休工 通行可能です



※凡例: ←→ 歩行者通路 ←--→通行止め(車いす・ベビーカー除く) //////////作業特

※時期は目安です。詳細な日程が決まりましたら現場に掲示します。

※車いす・ベビーカーでの通行時、車両の出入り時には歩行者優先で誘導員がご案内します。

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和8年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕(いずれも補助対象経費100万円以上)を行うご意向がある自治会町内会より、令和8年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。 ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。 (地区連合町内会館も対象となります)

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。 ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1)制度概要

別添のパンフレット**『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内**』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。 **『**

(2) 整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類		補助率	補助限度額
新築・購入		2分の1	125,000 円/㎡ かつ 1,500 万円
	特殊基礎 工事費	2分の1	300 万円
エレヘ゛ーター 設置工事費		2分の1	300 万円
増築		2分の1	630 万円
耐震補強工事		2分の1	380 万円
修繕 2分		2分の1	250 万円

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、<u>令和7年7月7日(月)</u>です。 必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。 (内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします)
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、 令和8年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出 必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日(月)

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください(り災の証明等、別途要件があります)。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 (LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度) とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 栗田、石栗 電話045-671-2317 /FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内 令和7年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

<お問い合わせ先:区役所地域振興課>

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。(修繕を除く)

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の**市内事業者(※1)**による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している(<u>事業者は建設業の許可が必要です。</u>(**※2**))
- (9) 補助対象経費が 100 万円以上の整備である
 - ※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。<u>店舗や事務所等だけが市内にあっても</u> <u>該当しません</u>ので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体
- ※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1 ㎡当たり	新たに建物を建設し、又は現在の建物の
		125, 000 円	全部を撤去して新たに建物を建築すること
		かつ	
		1,500 万円	
特殊基礎工事費	2分の1	300 万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380 万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事
			(※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250 万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模
			様替え等のために行う工事(機器及び器具の購入
			のみは含まない)
			※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった
			場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- ○新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する 経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- ○新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度 に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは 別に補助します。)
- ○新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を 行います。

(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。 会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和8年度の会館整備に ついては、令和7年7月7日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いしま

横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、<u>必ずその年度内に工事</u> **完了検査を受けていただきます。**

- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、<u>工事</u> 請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。

なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、<u>必ず変更</u>部分の工事の着工前にご相談ください。

※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所 定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

(1) 区分所有者が管理する集会施設の整備

自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。

- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「<u>財産の処分制限期間(**※注**)</u>」 内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの

ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年

イ 鉄骨造の場合・・・・・・30年

ウ 木造の場合・・・・・・・24年

◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

<お問い合わせ先:お近くの取扱金融機関>

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関(取扱金融機関)

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

- ※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。 公園集会所の場合、購入は除きます。
- ※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、 返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること(下記「自治会町内会の法人化」参照)
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。 なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りでありません。
- (2) 担保は不要です。
- ※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

くお問い合わせ先:区役所地域振興課>

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化(法人格の取得)が必要です。法人 化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前に ご相談ください。

◆ 会館用地について

<お問い合わせ先:区役所地域振興課>

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない 自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・ 資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が 5,000 m²以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号	
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801	
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234	
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232	
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291	
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231	
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412	
保土ケ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391	
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391	
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691	

横浜市市民局地域活動推進課 045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

検索



令和7年度 新任会長研修会開催のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、このたび自治会町内会長に新たに就任された方を対象に、研修会を開催いたします。つきましては、参加をご希望される方は、ご希望の日程をお申し込みください。

◆開催日程

日程	5月21日 (水)	5月24日(土)			
時間	10:00~11:30(予定)	10:00~11:30(予定)			
会場	金沢区役所 5 階 1 号会議室 金沢区役所 3 階 1 号会議室				
対象	令和7年度に新たに自治会町内会長に就任される方を優先とします。(会 長職経験済みの方も参加可能です) ※各自治会町内会あたり2人以内(会長を含む)。				
備考	応募多数の場合は先着順となります。				

◆内容(21日、24日は同内容です)

- 1 金沢警察署からのお知らせ
- (1)地域の防犯について
- (2) 交通安全について
- 2 金沢消防署からのお知らせ 防災訓練について
- 3 金沢区町内会連合会の役割について
- 4 区役所から
- (1) 区からの依頼事項について
- (2) 地域活動推進費・防犯灯維持管理費の補助金・自治会町内会館脱炭素化補助金・ 地域の防犯力向上緊急補助金について
- (3) 町の防災組織活動費補助金、金沢防災えんづくり補助金について
- (4) 緊急時情報システムについて
- (5) その他(ご案内)
 - ・個人情報の取扱いについて
 - ・自治会町内会加入チラシについて
 - ・市民活動保険について

◆持参物品

筆記用具

◆申込方法

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、5月14日(水)までに金沢区役所地域振興課あてにFAX又は郵送、Eメール等でお申し込みください。(メールの場合は、本文に必要事項をご記入いただければ結構です)

◆問合せ

〒236-0021 金沢区泥亀 2-9-1 金沢区役所地域振興課 高田・野崎電話: 788-7801 FAX: 788-1937 kz-chikatsu@citv.vokohama.lg.ip

令和7年度	新任会長	:研修会	申込書		
	月	日	(<u>)</u> に開催され	る
「令和7年度新	任会長研修会	こに申し込	込みます。		
【自治会町内会名】				自治	台会・町内会
ふりがな 【お 名 前】					
【ご住所】 =	〒236−	横浜市金沢区	₹		
【電話番号】					
<もう一名の参加者	者がいる場合は	次に氏名のみ	み記載くださ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
ふりがな 【お 名 前】					

※いただいた個人情報は開催に関するお知らせなど研修会目的以外には使用しません。

ファクス 045 (788) 1937 メール kz-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 金沢区役所 地域振興課 高田・野崎あて

令和7年度

- ①地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金 ②町の防災組織活動費補助金及び金沢防災えんづくり補助金

「申請に関する個別相談と受付」について

標記につきまして、担当職員が窓口で、申請書類の内容を確認し、書類の受付を 行います。自治会町内会長様や会計担当の方など申請事務にかかわる方はぜひご参 加ください。

第1		
В	時	5月24日(土)13:00~16:00
会	場	金沢区役所6階601窓口
備	考	事前申込は不要です。直接窓口にお越しください。

第2	20	
В	時	6月7日(土)9:00~12:00
会	場	金沢区役所6階601窓口
備	考	事前申込は不要です。直接窓口にお越しください。

平日(月曜日~金曜日 8:45~17:00)に窓口で申請書類の提出や事前 相談をご希望の場合は・・・

当日の窓口状況により、お待たせする時間が長くなることがございます。 可能な範囲で、事前に来庁日時を担当までご連絡いただきますようお願いし ます。

【①地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金に関する問合せ】

【「申請に関する個別相談と受付」に関する問合せ】

金沢区地域振興課地域活動係 高田・野崎・庄司・池田

電話: 788-7801 FAX: 788-1937

【②町の防災組織活動費補助金及び金沢防災えんづくり補助金に関する問合せ】 金沢区総務課防災担当 竹澤・小菅・宮澤・齋藤

電話: 788-7706 FAX: 786-0934

的 目

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通 ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

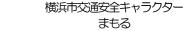
> 期 間

令和7年5月1日~5月31日の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

沪



まもる

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和6年中の自転車関係事故発生状況◆◆

			全 事 故			自 転 車	
		件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)
横浜市	市内	7,263	40	8,321	1,530	5	1,430
	前 年	7,703	40	8,909	1,758	3	1,661
	前年比	-440	0	-588	-228	2	-231
	構 成 率				21.1%	12.5%	17.2%
神奈川県内		20,750	109	24,123	5,002	13	4,758
	前 年	21,870	115	25,644	5,436	12	5,192
	前年比	-1,120	-6	-1,521	-434	1	-434
	構 成 率				24.1%	11.9%	19.7%



自転車安全利用五則

- 1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3. 夜間はライトを点灯
- 4. 飲酒運転は禁止
- 5. ヘルメットを着用





全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています 道路交通法第63条の11

〇自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用 することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙(誌)・機 関紙(誌)を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します(神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定)。また自転車とクルマの互いの思いかりを啓発する「思いかり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室 を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者·鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地 域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会 (事務局)横浜市道路局道路政策推進課 電話045(671)2323 金沢区自治会町内会長 各位

金沢区町内会連合会 事務局長 橋 本 芳 実

自治会町内会加入促進パンフレットの申込みについて(ご依頼)

平素から金沢区町内会連合会の活動に関しまして、ご理解・ご協力いただき 誠にありがとうございます。

さて、金沢区町内会連合会 事務局では、自治会町内会の加入促進策の一助と なるよう「金沢区の自治会町内会加入のご案内」というパンフレットを用意し ています。

また、パンフレットは日本語版、英語版、スペイン語版およびベトナム語版が ありますので是非ご活用していただきますようお願いいたします。

これらのパンフレットをご要望の場合は、下記金沢区町内会連合会事務局まで 電話又は裏面FAX様式でお申込みください。後日郵送いたします。

◆「金沢区の自治会町内会加入のご案内」の申し込み先(問合せ先) 〒236-0028 金沢区洲崎町1-18 金沢区町内会連合会 事務局 電話 780-3432 FAX 349-7035



自治会町内会とは

自治会町内会は、地域に居住する方々 が、身近な問題を解決したり、地域の方 々との結びつきを深めながら、豊かで住 みやすいまちづくりを目指して、自主的 に運営している民主的な任意団体です。

金沢区でも多くの自治会町内会が組織 され、様々な地域活動に参加しています。

金沢区の自治会町内会は、約8割の組 織率となっており、横浜市内各区の加入 率を比べると、金沢区は上位となってい ます(令和3年4月1日現在)。さらに多くの 皆様にご加入いただき、組織の拡充によ り、積極的な地域活動を進めていきたい と考えております。

金沢区町内会連合会は、区内14地区の 連合町内会の代表者によって組織された 団体です。

防犯や防災、福祉、環境問題などにつ いて地域の皆さんの意見を代表として区 に意見を述べ、区政の運営に反映させる など暮らしやすいまちづくりの実現のた めに日々活動しています。









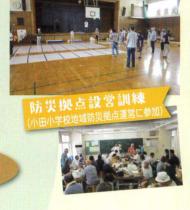
西柴団地自治会



富岡北部町内会



主な活動紹介







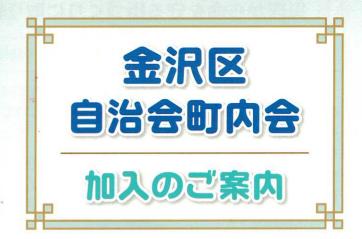
金沢地区連合町内会



この地域の自治会町内会は

金沢区町内会連合会事務局

T236-0028 金沢区洲崎町1-18 協働オフィス金沢内 電話045-780-3432 FAX045-349-7035







金沢区にお住まいの方で、自治会町内会に 加入していない方は、地域の方々と交流を 深め、住みよい地域づくりのため、自治会 町内会に加入しましょう。

6040000000000000000

災害から命を守る街づくりに取り組んでいます。

防災訓練、救命講習、水・非常食品の備蓄・管理 ほか

大地震や集中豪雨など大きな災害が起きた時には、個人 の力では限りがあります。高齢化が進むと叫ばれている今、 避難所までたどり着くのも不安がありますね。そういう時

に力になるのが、隣近所 や顔の見える関係のある 自治会町内会でのお互い の助け合いです。





楽しい行事やイベントを開催します。

季節の祭り、運動会、バーベキューなどのレクリエーション活動、 敬老会や食事会を開催 など

地域の人々が交流し日頃からお互いの顔が見える関係づくりは、円滑 な地域活動をすすめていく上で欠かせません。会員どうしが気軽に交流 できるような機会を作っています。

また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などと協力して敬老 会や食事会などを開き、高齢者が生き生きと暮ら せる街づくりに取り組んでいます。

身近な情報をいち早く提供します。

防犯情報、ごみの収集、健康診断・予防接種、 行政からのお知らせ など

振り込め詐欺や悪質な訪問販売、空き巣など、 近隣で発生する犯罪や交通事故、ごみの収集と いった暮らしに直結する情報について回覧等で いち早くお知らせします。

また、各種講演会や施設のイベント、お知ら せしたい国や横浜市の制度について正しい知識 や情報を提供します。





あなたの街の自治会町内会は

みんなの暮らしを守るための

様々な活動に取り組んでいます

きれいな街をつくります。

公園の清掃や草取り、歩道の清掃や美化活動、 ごみ集積場の掃除、ごみの分別や資源回収 ほか

地域の生活環境を良くして公園などの地域の施設を 気持ちよく利用できるように自治会町内会が中心とな っていろいろな活動を行っています。

また、街の美化やごみの減量化に



地域の安全を守るための活動をしています。

を守るため、寒い季節の火の用心を呼びかけるため、防犯・防火パト ロールなどの実施に取り組んでいます。

また、最近大きな問題になっている振り込め詐欺への対策として、 警察や区役所と協力しながら、高齢者世帯を中心に注意を呼びかける などの啓発に努めています。







送信先 FAX 番号 349-7035

「金沢区の自治会町内会加入のご案内」申込票

令和7年 月 日 自治会 • 町内会名 ご担当者名 連絡先 必要部数 部 *()英 語版 *()スペイン語版 部 *() ベトナム語版 〒236 -パンフレットのお届け先

〒236-0028 横浜市金沢区洲崎町 1-18 金沢区町内会連合会事務局 電話 780-3432 担当 橋本、新井

^{*}外国語版で必要なものに○を記入してください。

地区連合自治会町内会長 各位

自治会町内会長バッチについて (ご案内)

自治会町内会長バッチについて、次のとおりご案内いたします。 つきましては、各地区加入の自治会町内会長の皆さまへのご周知をお願いいたします。

1. 自治会町内会長バッチ

ご案内するバッチは、横浜市統一のデザインです。

バッチは、金沢区町内会連合会事務局で、ご希望の自治会町内会長の方に実費相当額を 負担していただきお渡しいたします。

2. 金額

(1) 単位自治会町内会長バッチ

1,600円



2) 地区連合自治会町内会長バッチ 3,800円



3. 申し込み方法

金沢区町内会連合会事務局において、申し込みを受け付けます。

金 沢 区 町 内 会 連 合 会 事務局 Tel 780-3432 Fax 349-7035